

富山市版SDGs学習ゲーム貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山市企画管理部企画調整課において管理している富山市版SDGs学習ゲーム「富山市版 Get The Point」（以下「学習ゲーム」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 貸出の対象は、富山市内においてSDGsの普及啓発を目的に学習ゲームを使用する個人や企業・団体等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）富山市SDGsサポーターに登録しており、市販のSDGs学習ゲーム「Get The Point」の認定ファシリテーター資格を有する者
- （2）学習ゲームを使用するワークショップ等を企画又は主催する者（ただし、学習ゲームの進行役は、前号の資格を有する者に限る）
- （3）その他、本市が特に認めるもの

（貸出・返却手続）

第3条 学習ゲームの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出希望期間の初日の7日前の日までに「富山市版SDGs学習ゲーム貸出申請書」（様式第1号）を本市に提出し、その承認を得なければならない。

2 申請者は、本市から直接受け取り、使用後は、速やかに返却するものとする。なお、貸出及び返却に伴う作業及び費用は、申請者が負担するものとする。

（貸出の不承認）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学習ゲームの貸出を承認しない。

- （1）使用目的が営利活動であるもの
- （2）使用目的が宗教活動及び政治活動であるもの
- （3）使用目的が法令・公序良俗に反するおそれのあるもの
- （4）その他、本市が不適当と認めるもの

（貸出期間）

第5条 学習ゲームの貸出期間は、原則として2週間とする。ただし、申請者が本市からあらかじめの承認を得た場合は、この限りでない。

（転貸・譲渡の禁止）

第6条 申請者は、貸出を受けた学習ゲームを転貸又は譲渡してはならない。

(学習ゲームの管理)

第7条 申請者は、貸出承認を受けた目的に沿った使用をしなければならない。

2 申請者は、学習ゲームを適正に管理し、良好な状態で返却しなければならない。

3 返却時には、学習ゲームの状態を別に定めるチェックシートにより確認し、当該チェックシートを本市に提出しなければならない。

(損傷又は紛失の届出)

第8条 申請者は、貸出を受けた学習ゲームを破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を本市に届け出なければならない。

2 前項において破損、汚損又は紛失の理由が、故意又は申請者の管理が不十分のために生じたものであるときは、申請者がその損害を賠償しなければならない。

3 学習ゲームの使用中に生じた責任は、申請者が負うものとする。

(費用等の負担)

第9条 学習ゲームの貸出料金は無料とする。

2 学習ゲームの使用に当たり、必要となる消耗品や備品等は、申請者の負担により用意するものとする。

(貸出中止)

第10条 本市は、申請者がこの要領の規定に違反していると認められるときは、貸出を中止し、学習ゲームを返却させることができる。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。